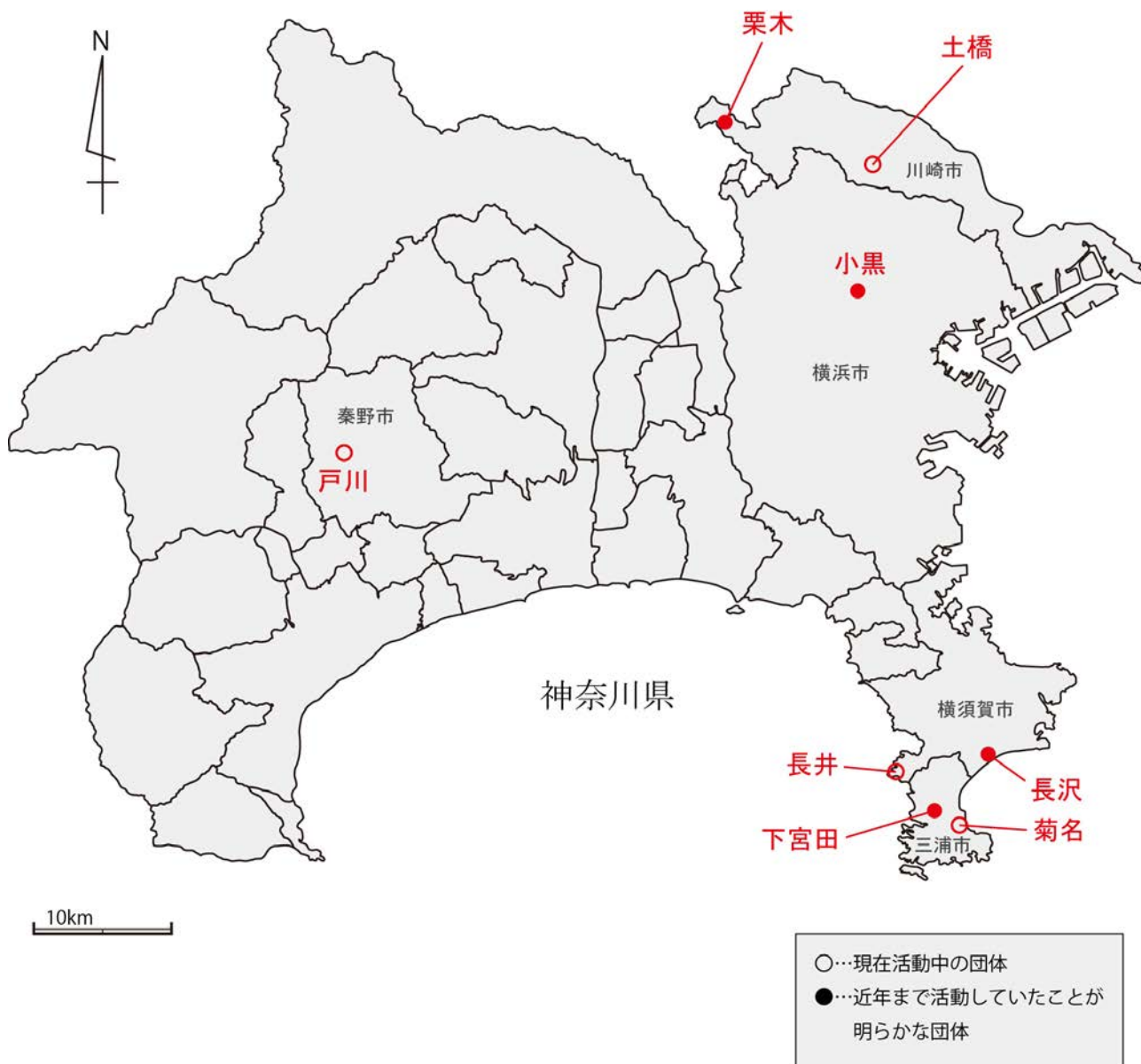


かながわの飴屋踊り、万作踊り





神奈川県 of 飴屋踊り、万作踊り分布図

作図：萩原 滉

土橋の万作踊り

(神奈川県川崎市宮前区土橋)



【2024 年 4 月 21 日 大山撮影】



【2023 年 7 月 22 日 大山撮影】

長井町飴屋踊

(神奈川県横須賀市長井)



【2024 年 7 月 14 日 大山撮影】



【2023 年 7 月 16 日 大山撮影】

菊名のあめや踊り

(神奈川県三浦市南下浦町菊名)



【2023 年 10 月 23 日 大山撮影】



【2023 年 10 月 23 日 大山撮影】

戸川の飴屋踊り (神奈川県秦野市戸川)



【2022年10月22日 俵木撮影】

小黑万作 (神奈川県横浜市青葉区荏田町)



【1946年撮影 林扇千氏より提供】

長沢のあめや踊り (神奈川県横須賀市長沢)



【1975 年以降に撮影 橋本慶氏より提供】

材木座の飴屋踊り (神奈川県鎌倉市材木座)



【1923 年以前の写真「蔦紅葉宇都谷峠」か 鎌倉市立中央図書館より提供】

上宮田の飴屋踊り

(神奈川県三浦市南下浦町上宮田)



【1964年10月1日撮影 阪急文化財団池田文庫より提供】

松輪の飴屋踊り

(神奈川県三浦市南下浦町松輪)



【1942年8月20日撮影 三浦市農業協同組合より提供】

例言

一、本書は、令和四（二〇二二）年四月から令和七（二〇二五）年三月に実施した、神奈川県民俗芸能記録保存調査事業である「かながわの飴屋踊り、万作踊り」調査事業報告書である。

二、調査は、県下の飴屋踊り、万作踊り伝承地計一六ヶ所を対象とした。

三、調査は、文化庁の「祭り・行事調査実施要項」に基づき定めた「神奈川県民俗芸能記録保存調査実施方針」に従って実施した。

四、調査事務局は神奈川県教育委員会に置き、調査の実施にあたっては次の二つの委員会を組織した。

■企画調整委員会

調査全体の方針決定や進捗管理を行うための助言機関として県が設置する。

氏名	役職等
小川 直之 (委員長)	國學院大學名誉教授・大学院客員教授
久保田 裕道 (副委員長)	独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所 無形文化遺産部無形民俗文化財研究室長
大谷津 早苗	昭和女子大学人間文化学部教授
俵木 悟	成城大学文芸学部教授

■飴屋踊り、万作踊り現地調査委員会（以下現地調査委員会）

企画調整委員会による指導・助言の下で、現地調査及び文献調査を実施する機関として、調査対象となる民俗芸能ごとに県が設置する。構成員は学識経験者をはじめ、民俗芸能等に詳しい者、地元市町村職員等とする。

調査委員

氏名	役職等
俵木 悟 (委員長)	成城大学文芸学部教授
高久 舞	帝京大学文学部日本文化学科講師
三津山 智香	筑波大学人文社会系特任研究員
大山 晋吾	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課

専門委員

氏名	役職等
菊池 理予	独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所 無形文化遺産部主任研究員

補助調査員

氏名	役職等
石原 真理	織田きもの専門学校講師
白土 亜枝	法政大学図書館事務部総務・ H O S E I ミュージアム事務課専門嘱託（学芸員）
藤井 裕子	丸紅ギャラリー学芸員

五、調査にあたっては、祭り・行事の保存会等伝承者や市教育委員会等文化財所管課に種々のご協力をいただいた。

六、本報告書の編集は、企画調整委員会及び現地調査委員会の指導の下、神奈川県教育委員会生涯学習部文化遺産課が行った。最終年度、報告書刊行に携わった者は次のとおり。鹿島美雪（課長）、齋藤和香（副課長）、城所啓之（グループリーダー）、柏木順子（主査）、萩原滉（主事）、大山晋吾（事務嘱託）

七、各章各節の執筆者は次のとおり。

総論 俵木悟

第一章 飴屋踊り、万作踊りの現行事例

第一節 高久舞

第二節 三津山智香

第三節 俵木悟

第二章 飴屋踊り、万作踊りの伝承

第一節 高久舞

第二節 大山晋吾

第三節 三津山智香

第四節 大山晋吾

第五節 俵木悟

第六節 大山晋吾

第三章 飴屋踊り、万作踊りの衣裳

凡例、用語解説 菊池理予、石原真理、白土亜枝
一覧表 菊池理予、石原真理、白土亜枝、藤井裕子

第四章 飴屋踊り、万作踊り関係資料

第一節

第二節

第三節

第四節

コラム1 大山晋吾

コラム2 菊池理予

凡例

一、本報告書においては一般名詞としてのあめやおどり、飴屋踊り、万作踊り、等の名称はすべて「飴屋踊り」「万作踊り」に統一した。ただし、引用は原文表記のままとし、各事例については基本的に現地での名称で統一した。

二、数字表記は原則漢数字とした。ただし引用文に関しては原文表記のままとした。

三、年代については、和暦の後（ ）内に西暦を記した。また、節内に同一の年代が複数登場する場合は、適宜西暦を省略した。

四、文中の参考文献は各節末に記した。また文中では、出典を（著者、発行年、ページ数）で示した。

五、本報告書第三章の衣裳類に係る写真の整理、一覧表の作成は専門調査委員の菊池理予氏、補助調査員の石原真理氏、白土亜枝氏及び藤井裕子氏に依頼した。記録写真は前記四氏の指導の下、事務局が撮影した。

六、本調査における古文書の翻刻は大山晋吾が担当した。

七、人名の敬称は、特別の場合以外すべて省略した。

八、紙幅の都合上掲載できない文献資料は、PDF（カラー版）に収録し、報告書に添付する。

目次

神奈川県 飴屋踊り、万作踊り分布図

口絵

例言／凡例	1
-------	---

目次	3
----	---

総論 かながわの飴屋踊り、万作踊り	6
-------------------	---

1 民俗芸能としての飴屋踊り、万作踊り	6
---------------------	---

2 飴屋踊り、万作踊りの背景	9
----------------	---

3 各地の飴屋踊り、万作踊り	12
----------------	----

4 神奈川県の飴屋踊り、万作踊りとその特徴	15
-----------------------	----

5 本事業の成果	17
----------	----

第一章 飴屋踊り、万作踊りの現行事例	21
--------------------	----

第一節 土橋の万作踊り（川崎市）	21
------------------	----

1 伝承地について	21
-----------	----

2 上演の機会	22
---------	----

3 土橋の万作踊りについて	24
---------------	----

4 その他	31
-------	----

第二節 長井町飴屋踊（横須賀市）	33
------------------	----

1 伝承地について	33
-----------	----

2 上演の機会	34
---------	----

3 長井町飴屋踊について	34
--------------	----

4 その他	41
-------	----

第三節 菊名のあめや踊り（三浦市）	44
-------------------	----

1 伝承地について	44
-----------	----

2 上演の機会	45
---------	----

3 菊名のあめや踊りについて	48
----------------	----

4 その他	56
-------	----

第二章 飴屋踊り、万作踊りの伝承	58
------------------	----

第一節 小黒万作（横浜市）	58
---------------	----

1 伝承地について	58
-----------	----

2 小黒万作について	59
------------	----

3 その他	61
-------	----

第二節 栗木の粉屋踊り（川崎市）	63
------------------	----

1 伝承地について	63
-----------	----

2 栗木の粉屋踊りについて	63
---------------	----

3 その他	64
-------	----

第三節 長沢飴屋踊り（横須賀市）	65
------------------	----

1 伝承地について	65
-----------	----

2 行事について	65
----------	----

3 長沢飴屋踊りについて	66
--------------	----

4 その他	69
-------	----

第四節 下宮田の飴屋踊り（三浦市）	70
-------------------	----

1 伝承地について	70
-----------	----

2 行事について	70
----------	----

3 下宮田の飴屋踊りについて	70
----------------	----

4 その他	71
-------	----

第五節	戸川の飴屋踊り（秦野市）	72
1	伝承地について	72
2	上演の機会	72
3	戸川の飴屋踊りについて	73
4	飴屋踊り復活の経緯	77
第六節	その他の飴屋踊り、万作踊り	80
	中村の万作（横浜市）	80
	池辺の飴屋踊り（横浜市）	81
	材木座の飴屋踊り（鎌倉市）	81
	小坪の飴屋踊り（逗子市）	82
	松輪の飴屋踊り（三浦市）	82
	高円坊の飴屋踊り（三浦市）	82
	上宮田の飴屋踊り（三浦市）	82
コラム1	与市兵衛大立ち回り―飴屋踊りと忠臣蔵―	83
第三章	飴屋踊り、万作踊りの衣装	85
1	土橋の万作踊り	86
2	長井町飴屋踊り	91
3	菊名のあめや踊り	97
4	小黒万作	106
5	下宮田の飴屋踊り	110
6	戸川の飴屋踊り	116
凡例、用語解説		117

コラム2	「飴屋踊り、万作踊り」衣装調査から考える無形情報の役割 ―衣装調査項目の検討を通じて―	119
第四章	飴屋踊り、万作踊り関係資料	124
第一節	台本、記録類	124
1	土橋の万作踊り	124
2	長井町飴屋踊り	146
3	菊名のあめや踊り	178
4	小黒万作	192
5	栗木の粉屋踊り	194
6	長沢飴屋踊り	202
7	下宮田の飴屋踊り	211
8	戸川の飴屋踊り	215
9	その他の飴屋踊り、万作踊り	216
第二節	古写真	225
1	土橋の万作踊り	225
2	長井町飴屋踊り	227
3	菊名のあめや踊り	228
4	小黒万作	230
5	栗木の粉屋踊り	232
6	下宮田の飴屋踊り	232
7	長沢飴屋踊り	233
8	その他の飴屋踊り、万作踊り	233

協力者一覧・	244
第三節 小道具一覧・	236
1 土橋の万作踊り・	236
2 長井町飴屋踊り・	237
3 菊名のあめや踊り・	238
4 戸川の飴屋踊り・	241
補遺 小黒万作・	242
第四節 飴屋踊り、万作踊り関係文献一覧・	243

総論 かながわの飴屋踊り、万作踊り

1 民俗芸能としての飴屋踊り、万作踊り

(1) 失われつつある飴屋踊り、万作踊り

飴屋踊りや万作踊りなどの名で呼ばれる芸能は、関東地方南部の平野部の、主として農村地帯に非常に数多く見られたことが知られている。「見られた」と過去形で述べたのは、戦後から昭和三〇年代くらいまでに、これらの多くの継承が途絶えてしまったからである。

本報告書は、そのうち神奈川県内に現在も伝わる事例を中心に、資料調査などからある程度の実態が把握できるものも含めて、現地調査の成果をまとめたものである。現在、飴屋踊りもしくは万作踊りの名で伝えられているのはわずか四例であったが、後に述べるように、かつては県央地域を除くほぼ県域全体にわたって伝承地が確認でき、とりわけ横浜地域や横須賀三浦地域にはかなりの数の飴屋踊り、万作踊りがあったことが明らかになった。

なぜこれらの芸能の多くが昭和三〇年代頃までに失われてしまったのか、その理由は、飴屋踊りや万作踊りの一般的な性格と関わりを考えられる。

まず何より、これらの踊りは農民による農村の芸能であった。「万作」という名称が、「豊年満作」つまり農作物の豊かな実りを祈願したり、収穫に感謝する言葉から取られていることから分かるように、飴屋踊りや万作踊りが農を基盤とした生活や人々の気質を反映した芸能であることは、その様式的特徴からも明らかである。しかし昭和三五（一九六〇）年の所得倍増計画から、昭和三九（一九六四）年のオリンピックに向かう国土開発、そして昭和四〇（一九六五）年からのいざなぎ景気に至る、いわゆる高度経済成長

の中で、産業構造が大きく変わり、生産基盤としての農業は徐々に衰えていった。とりわけこの系統の芸能の伝承地であった関東平野の一角は、政治経済の中心地である首都圏の近郊農村として、その影響を大きく被ったのである。

別の要因として、豊作祈願や収穫感謝の踊りという性格を持つてはいても、飴屋踊りや万作踊りの大半は、いわゆる宗教的な行事や儀礼としての性格を強くは持たなかったことも挙げられる。多くの民俗芸能は、神社の祭礼や寺院の法会、あるいは死者や精霊の供養などの儀礼や年中行事などと結びつき、ある種の信仰的意味をもって伝えられてきた。裏を返せば、それをやらなければ何かしら安穏な生活が脅かされるという畏れの感覚に支えられて、半ば義務的に伝えられてきたとも言えるのである。しかし飴屋踊りや万作踊りは、祈りや願いを込めつつも、その根本は享楽を求める人びとの気質が育んだ余興としての芸能であった。西日本に多く見られる俄（にわか）の芸能と比較されたり、都市の演芸における茶番に類するものとして、関東を代表する農村の演芸として万作踊りが紹介されるのも、そうした性格が認められてのことだろう。しかし、そうであるからこそ、テレビの普及などによって新しい娯楽が受け入れられ、生活様式の変化に伴う好みの多様化などもあって人々の関心が薄れてくると、どうしてもそれを続けなければならないという動機に欠け、失われていく傾向にあったのだろう。永田衡吉は、すでに昭和三八（一九六三）年の時点で「飴屋踊は神事性に欠けるため、存立の基盤が浅く、衰滅を急速にしている」と指摘していた「永田 一九六三 一一〇」。

さらに言えば、これらの芸能は、これまで学術的にも、伝統文化あるいは民俗文化としても、重要視されてきたとは必ずしも言い難い。とりわけ内容や表現の野鄙や好色などがそれを阻んだようである。民俗芸能における万作芸の発掘に尽力した西角井正大は、昭和初期の専門家の評価を次のよう

に記している⁽¹⁾。

昭和三年の暮れに、私の父の正慶の提唱によって東京の朝日新聞社で、「民俗芸術の会」が万作の観賞会を催したことがあったが、その評を見ると、農村的なエロチック、野卑に近い素朴、現代眼からは悪趣味などと品の悪さに対する指摘が目立っている。しかし、一方では都会臭いと指摘するむきもあった。「西角井 一九八一 三二七」

興味深いのは、一方で洗練されない野鄙な性格が指摘されながら、同時に「都会臭い」とも評されていることである。おそらく知識人の目からみた素朴で質実な農村の娯楽というイメージから外れ、古風で伝統的な村落生活の中から生まれたものとも映らなかったであろう。

こうした評価から、飴屋踊りや万作踊りは文化財などに指定して行政的な保護の対象になることは少なく、誇るべき郷土の文化として教育などに取り込まれることも多くはなかったのである。今回の調査でも、小黒万作の担い手が「万作踊りは真面目な踊りではなく「アホ踊り」である」と語っていたり、長沢の飴屋踊りの聞き取りで「いやらしい所作」が踊りの特徴として語られたりしていた。既成の基準では価値を認められなかった恨みがないわけではないだろうが、それ以上に農村の芸を伝えてきた者としての反骨が垣間見えるようにも思われる。神奈川県では、民俗芸能が行政的な保護の対象になった最初の昭和三〇（一九五五）年に、早くも菊名のあめや踊りを県の無形文化財に指定しており、稀有な例であると言えるが、その際、性的な描写の多い「細田の奴」だけは指定の対象としなかったというエピソードが、多くの文献で紹介されている⁽²⁾のもその表れかもしれない。

（2）飴屋踊り、万作踊りという名称

「飴屋踊り」という名称は、江戸時代後期から村々を行商した飴売りが踊った（伝えた）踊りという出自から、また万作踊りは農耕の予祝や収穫への感謝を込めた「豊年満作」から取られた名称とされるのが一般的である。とりわけ飴屋踊りについては、他県の万作などに踊りの一曲の名称として取り入れられていたり、飴売りの囃し言葉として知られた「よかよか」という曲で踊る例がしばしばみられたりするのは、複数の演目の総称として「飴屋踊り」を名乗るのは神奈川県に顕著であることから、本県のこの系統の芸能の特色として挙げられることも多い。

実際には、これに類する芸能はほかにもさまざまな名称で呼ばれてきた。関東各地の伝承例を視野に入れて、西角井正大は次のように述べている。

「万作」と呼ぶところは、東京や埼玉など旧武蔵国領に多い。その他、神奈川県では「飴屋踊り」、千葉県の上総では「ノホホン踊り」、下総では「中山節」、茨城の南部や埼玉の一部では「小念仏」などと呼んでいる。万作とか小念仏とかはその演ずる目的から出た名称で、飴屋踊りは伝播者、ノホホン踊りは囃し詞、中山節は伝播地といった事由からの呼び名である。そのほか楽器から「四つ竹踊り」、主たる演目から「粉屋踊り」、あるいは「広大寺節」などという呼び方もよくある。「オイトコ節」、「ソウダイ節」という場合もやはり囃し詞からである「西角井 一九八一 三二四—三二五」。

また『神奈川県民俗芸能誌』を著した永田衡吉は、県内の呼称を二系統に分けて考えており、飴屋踊、中山踊、粉屋踊などは街頭の飴屋、またはその

系統の人たちによって名付けられたもの、それに対してこの踊りを受け入れる農民側の心意に則したのが豊年・万作踊であろうという。戸塚、鎌倉、三浦などは、実際に明治から大正期に飴屋が売り歩いて飴屋踊りの名称が定着したもので、それに対して横浜の港北区や保土ヶ谷区の農村地帯では万作踊といい、東京多摩方面から来たものだという「永田 一九六八」。飴屋がこの踊りを広めたという定説に対して筆者はやや別の見解を持っており、それは後に述べるが、ここで永田が、

昭和三十年、県教育委員会が三浦市菊名のこの踊を無形文化財として指定した時、飴屋踊の名称を採ったことである。それまで、飴屋・万作・粉屋・中山などと各地各様に呼んでいたのが、この指定で総称化された観がある。じたい飴屋踊はことごとしい名称などのない自然児であった。街頭をゆく飴屋の歌と踊にすぎなかったのである。「永田 一九六八 四三〇」

と述べているのは注目に値する。これらの踊りはそもそも決まった名称を持たったものではなく、むしろ文化財の指定によって名称が統一されたというのである。この永田の説を敷衍するなら、踊りの様式や内容はともかく、名称に関しては、それ以前から一般的な風俗として広く知られていた「飴屋の踊り」の名が、必ずしもそれと結びつかない踊りにまで冠された可能性が考えられる。飴屋踊りの名称と、その伝来の経緯は分けて考える必要がある。

(3) 飴屋踊り、万作踊りの一般的様式

このとおり、さまざまな名称で伝えられてきた飴屋踊り、万作踊り系の芸能であるが、それでもそれらを一つの系統とするのには、もちろん理由がある。

その一つの要因は演目である。総称としてさまざまな呼び方がされていても、多くの事例の間で演目にはかなりの共通性がある。神奈川県内における演目の共通性については本稿4節(2)を、また南関東の各都県における代表的な演目については3節を参照してほしい。

その演目はいくつかのタイプに分けられる。最も大きな区別は「手踊り」と「段物」で、手踊りは囃子に合わせて身体所作だけで表現するもの、それに対して段物は配役があり、台詞を伴って物語を演じるものである。実際にはその中間的なもの、つまり部分的に台詞が入るが、それ以外の部分は踊りというものもある。菊名のあめや踊りではこの中間的なものを「所作入り手踊り」として段物と区別しており、長井町飴屋踊りでは、「歌舞伎芝居」「歌舞伎芝居手踊り」「芝居手踊り」とさらに細かく区別している。埼玉県でも、芝居はあくまで歌舞伎の外題などを演じるものに限定し、段物は踊りと芝居の中間的なものを指すなど、地域によって区分には違いがある。いずれにせよ、踊り歌に合わせた手踊りを主体とする演目と、筋書きのある芝居を主体とした段物の演目と、その中間的な演目という複数のタイプの演目によって構成されるのが飴屋踊り、万作踊りの一般的な様式である。

もう一つ大きな特徴として、特に段物の演目は、演目名こそ歌舞伎の外題を取ったものが多いものの、実際の台本や演出は本格的な歌舞伎の狂言とは大きく異なっており、その点で地芝居などとは区別される。大幅に崩した独自の筋書きになっているものが多く、演技においても滑稽や露骨な性的描写が強調され、むしろ、その過剰な表現を演じる者も見る者も楽しむ性格が強い。また地方的な説話や伝説をもとにした演目も多く取り入れられている。とはいえそうした演目をそれぞれの地域で独自に生み出したとも考えにくく、願人坊主や歌祭文、ちよぼくれなど、漂泊的な芸能者によって翻案され

た形のもが各地に伝わったと考えるのが自然だろう。「飴屋踊り」という名称も、飴屋をそのような芸能者の一種と見て付けられたものである。

2 飴屋踊り、万作踊りの背景

(1) 白枳粉屋とおいとこ節

飴屋踊り、万作踊りを最も代表する演目は何かといえば、それは「白枳粉屋」だと言えよう。神奈川県はこの系統の芸能には必ず含まれている曲というだけでなく、栗木のように「粉屋踊り」を名乗る例や、「おいとこ節」「そうだい節」などが飴屋踊り、万作踊りの異名とされることもあるからである。

「おいとこ節」は現在、東北地方、特に宮城県の民謡として紹介されることが多い。町田嘉章と浅野建二によって編まれた岩波文庫版『日本民謡集』でも宮城県の民謡として紹介されている。登米市を中心とした仙北地域が代表的な伝承地として知られる。「おいとこ」は歌い出しの「へおいとこそうだよ」という囃し言葉から取った名称である。『日本民謡集』には次のような歌詞が収載されている。

へおいとこそうだよ 紺の暖簾に 伊勢屋と書いたンよ お梅女郎衆は十
代伝わる 粉屋の娘だンよ あの娘はよい娘だ あの娘と添うなら 三年
三月も 裸で茨も背負いましよ 水も汲みましよ 手鍋も下げましよ な
るだけ朝は早起き 上る東海道は 五十と三次 粉箱やつこらさと担いで
歩かにやなるまい おいとこそうだンよ (以下省略)

〔町田・浅野 一九六〇 六八〕

このように、粉屋の娘に焦がれる想いを歌ったものである。『日本民謡集』の解説では、この歌の本場は仙台地方であるが、実際は幕末頃に九十九里沿

岸や江戸に流行した民謡で、「小念仏」と称する行事や祝いの席上で歌われた「高砂そうだよ」の改作であると述べられている。同書には千葉県の民謡として「小念仏」のうち、「高砂そうだよ」の歌詞も収載しており、その解説には「万作踊」（埼玉）もこれと同系に属するが、「小念仏」が歌や手踊を主とするのに対し、「万作踊」の方は地口・茶番の如き劇的要素を加味している〔町田・浅野 一九六〇 一四二〕と述べられている。この「高砂」の部分が、「木更津」や「下妻」などのバリエーションを伴って、一連の「そうだい節」あるいは「そうだよ節」となるのである。小念仏は、本稿3節で述べるように、茨城県や千葉県でこの系統の芸能を表す総称であり、「高砂そうだよ」は特に茨城県の小念仏で最も重視されている曲である。

この粉屋のモデルとされるのが、千葉県山武郡芝山町大里の白枳地区にあった木内家という粉屋である。この家のお小夜という美しい娘が、歌に歌われる「十代伝わる粉屋の娘」とされる。実際には、木内家の十代目文司良吉の長女久子だとする説がある〔白枳粉屋おどり…おいとこ節発祥のいわれ〕一九八五 一四。白枳地区にある久子の墓（文化九年に一九歳で亡くなったとされる）には「容顔院妙歌日詠」と刻まれており、美人だったことがうかがえる。そしてこの伝説が、一説には天保年間（一八三一～一八四五）に水野忠邦によって行われた印旛沼開墾工事に従事した人夫たちが広めたとも、また白枳の街道筋にあった中村檀林（多古町）や飯高檀林（匝瑳市）に通った学僧たちが広めたとも言われる。

なお現在の白枳地区には「白枳粉屋おどり」が伝わるが、これは後世にこの伝説の発祥地に新たに作られた歌によって踊るものとされるので〔藤本二〇一四〕、踊りそのものが白枳から広まったとは考えられない。

(2)「飴屋の踊り」という由来をめぐって

神奈川県に限らず、飴屋踊りや万作踊りが飴売りの行商人によって伝えられたという由来がしばしば聞かれる。特に「飴屋踊り」を名乗る三浦半島の事例では、これがほぼ定説となっている。山岸みのりは、長井では昭和初期頃まで千葉県の天津小湊（鴨川市）などに出漁していたことを聞いており「山岸 二〇〇一」、実際に浦賀水道（江戸湾）を越えて、対岸の上総・安房地域とも交流があったのは間違いない。

旧上総国の周准郡（周准郡とも）中富村（現在は千葉県君津市中富）は「飴屋のむら」として知られていた。江戸時代後期の天保一四（一八四三）年の区有文書「商人規定書」によれば、当時、この村の農家四〇軒の全てが農間稼ぎとして飴を作り、行商や祭りなどの露店で売っていたという「小林 一九九一、牛嶋 二〇〇九」。この文書は、天保の改革で飴の行商が禁止されたことに対して、「往古より飴卸商ひ仕来り候二付」と許可を願い出たものとされるので、その時点ですでに相応の飴作りの歴史があったと考えられる。

中富の飴屋は、半纏に股引、脚半、草鞋、菅笠といういでたちで天秤棒を担いで飴を運んだ。そして当時の飴屋のシンボルとも言える唐人笛（チャルメラのような末広がりの形状の笛）を吹いて村々を歩いたという。

この行商は昭和一〇年頃まで続いたとされるので、対岸の三浦半島に飴屋踊りが伝わるのと時期的には十分重なるところである。ただし、小林裕美の調査によると、中富の行商の販売地域は房総半島の旧君津郡を中心とした範囲で、対岸の三浦半島までは含まれていない。また、この飴売りは「販売に際して歌や踊りは伴わず、流しの芸人としての飴売りとは一線を画する」「小林 一九九一 一」とされている。

その点、陸路で移動できる川崎や横浜方面には、確かに房総から飴屋が来ていたらしい。今回の調査対象でもあった栗木の粉屋踊りを伝える川崎市栗木では、次のような聞き書きがある。

飯草氏が五、六歳の頃（昭和五、六年頃…引用者注）には、下総から毎年十二月初旬の八日になると、必ずやってくる飴屋がいたそうです。五人一組で来て、昼間は太鼓・鉦・三味線で流し、引き出しの付いた箱を背負った人が、二人で棒に刺した大玉の飴を売って、そのあとを付いて歩くのが楽しかったそうです。

夕暮れになると、片平地区や栗木地区の人たちが林清寺の本堂に大勢集まり、飴屋さんたちの演目に夢中になったといっています。「藤本 二〇一四 二七五」

この飴売りは昭和七、八年くらいまで来ていて、その後は三人一組のよかよか飴屋が来るようになったという。栗木の粉屋踊り自体は、それ以前の明治末頃に小野路町の別所から習ったものだと言われるが、戦前の飴屋の芸がどのようなものであったかをうかがうことができるとともに、飴屋が踊った（伝えた）踊りという飴屋踊りの由来を考えるヒントになる。

そもそも街頭の飴売りは、通常は一人か、せいぜい二人一組程度の少人数で活動するはずである。江戸時代の飴屋の絵画資料を多く集めて紹介している段上達雄の論文を見ても、街頭や門前の飴売りは一人ないし二人の姿で描かれているものばかりである「段上 二〇二二」。すると、手踊りはともかく、複数の配役に囃子の奏者まで揃えた段物をどうやって演じ伝えたのかという疑問が残る。さらに飴屋といえ、奇抜な異国風の衣装（唐人姿という

が、実際には朝鮮通信使の姿を模したものや、大きく目立つ台盤を頭に乗せて、笛を吹いたり太鼓を叩いたりするのが最も「飴屋らしい」姿であるはずだが、飴屋踊りとして伝わる踊りにそうした要素が取り入れられている例は、戸川の飴屋踊りなどに見られたものの決して多くはない。

(3) 興行としての飴屋芝居、万作芝居

前述の栗木の聞き書きは、五人一組で来た飴屋が、昼間は二人で飴を売り歩き、夕には寺の本堂に戻ってきて、そこを会場として演芸を見せていたと読める。西角井正大によれば、「飴屋にも親方がいて、そのもとに三人、四人と飴売りがいた。そして、夜は同じ宿に戻って、座敷を借りて芝居興行をしたりした」とのことである〔林・西角井 一九七九 一二五〕。もちろんこれも飴屋の芸の一種とは言えるだろうが、「飴屋が飴売りの客寄せに踊る」というのとはやや異なっており、むしろ芝居興行の方が本体だったと考えられる。西角井や倉林は、このような芸能を「飴屋芝居」と呼んでいる。

飴の芸能にはよかよか節や飴屋踊りだけではなく、「飴屋芝居」というものがあった。普通二人位で歩くのだが、一種の興業みたいに飴屋の一点ができて、祭礼その他に依頼に応じ、あるいは宿をとりなどして、芝居を演じた。それは万作の段物式の構成によるもので、かなり曲芸・奇術の類を含んでいたらしい。地狂言もやった。地方廻りの芝居一座にはこの飴屋が関係することが多かったらしく、興業の暇の時は、飴屋をやって歩くといった具合だった。〔倉林 一九七〇 六三〇〕

つまり、確かに飴を売ってはいるものの、主たる目的は小屋掛けの芝居興

行で、芝居の一座が飴も売っていたか、あるいは飴屋と組んで興行したというのが実態に近いだろう。おそらく両者を取り持ったのは、祭りの露店などを差配した香具師（テキヤ）だろう。飴はむしろ芝居の客寄せ、あるいは観客の小腹を満たすものだったのではないだろうか。そして飴売りが主たる目的でないからこそ、こうした興行は常に「飴屋芝居」と呼ばれるわけではない。以下に引く「茶番芝居」あるいは「万作」も、規模の違いはあれど内容はほとんど同じものだったと思われる。

北埼玉・南埼玉・北足立あたりの万作師匠の総元師匠と見倣される人に、関根要次郎という者がいた。芸名を阪東福富と名乗った。日光御成道備後の同郷の百姓に踊りを習い、明治十八年当時二十二才で初めて横浜に出て、藤沢の直江^{なおえ}という人を座頭に、水海道の中村丸之助と書出しの位置で、賑座^{にぎわいざ}という横浜の小屋で茶番芝居を打っていた。「忠臣蔵」や「箱根霊験記」をはじめ「高大寺和尚」のような万作を毎日練^{マユ}り返していた。その後東京に移り、今の秋葉原駅あたりが佐竹ヶ原といった野原であった時分、万作の小屋を中に、右に梅坊主初坊主等の願人踊り、左には籠抜けという順序に興行物が並んでいた。人々が集り、従って露店ができ、家が建つといった具合で、あの辺は万作で町をひらいたのだとその老人は当時の追憶を西角井先生に語られたという。〔倉林 一九七〇 六三五〕

こうなると完全なプロの興行である。ここで言及される横浜、藤沢といえど、かつて万作踊りが盛んに行われた地域であった。この叙述の中には飴屋の話は出てこず、あくまで茶番芝居、万作の興行である。しかしこの興行は、永田衡吉が「明治七年頃、横浜の賑座で飴直が、埼玉の万作師匠と打った芝

居は万作芝居の立看板を揚げた。豊年万作の方が口あたりがよく、興行的であったことは説明のかぎりでない」「永田 一九六八 四二九〜四三〇」と紹介しているものと、年代はややずれているが同じものとみてまず間違いないだろう⁽³⁾。「藤沢の直江という人」は飴屋の飴直だろう。筆者は、このような「茶番芝居」とも「万作芝居」とも、あるいは「飴屋芝居」とも言われるものが、神奈川県の飴屋踊り、万作踊りのルーツではないかと考えている。

3 各地の飴屋踊り、万作踊り

冒頭に述べたように、飴屋踊り、万作踊り系統の芸能は、関東地方南部の平野部に数多く伝えられていた。ここでは神奈川県以外のそれらの芸能について特徴をまとめる。ただし今回の調査では、神奈川県以外の事例について現地調査は実施していないため、あくまで先行研究や資料をもとにしたまとめである。この中でも多くのものが、すでに中断や休止を余儀なくされているものと思われる。

(1) 埼玉県の万作

万作踊りの最も盛んな地域と言えるのが埼玉県である。昭和二六（一九五二）年、第一回の埼玉県郷土芸能大会を見た折口信夫は、「埼玉の芸能は皆万作ですね」と語ったそうである〔倉林 一九七〇 六三七〕。

埼玉県では、多くの伝承地で「万作」を名乗っている。埼玉県教育委員会が刊行した報告書『埼玉の万作』によると、昭和四八〜四九年の調査実施時において、県内で八六もの伝承例が確認されている〔埼玉県教育委員会 一九七八〕。数が多いだけに例外も多いが、一般的な特徴を挙げると、季節を問わず祭礼や年中行事に際して、葦簀よしず張りの仮設舞台を組んで行われるも

ので、堂や神社の建物を利用することもある。踊り手は、若者が多いところと、年配者が中心のところがあり、若者や女性が踊りを、師匠格の年配男性が囃子方を務めることが多い。楽器として太鼓、鉦のほかに三味線を用いた例が多かったようであるが、調査時点では三味線はほとんどなくなっていた。服装は、踊りでは派手な長襦袢が用いられ、男性が演じる場合でも女装をするのが一般的である。年配女性が演じる場合でも、色鮮やかな襦袢姿で、顔も厚化粧をし、全体的に派手な装いを強調する。さらに着物の裾を端折ったり、片肌を脱いだりして、色気を表す。鉢巻や頬髻りとして手拭いを用いることが多く、まげがない場合も手拭いで代用した。場合によって手拭いは踊りの小道具にもなる。段物ではそれぞれの役に応じた衣装を用意する。これらは近くの芝居の座から借りてくることもあるという。

倉林正次は『埼玉県民俗芸能誌』の中で、万作の演目を、①手踊り、②段物、③茶番狂言、④芝居の四種類に整理している〔倉林 一九七〇〕。ここでは同書に依拠してこれらを紹介する。ただし地元では「万作踊り」と「万作芝居」と呼び、「踊り」と「芝居」として区別しているらしい。

①の手踊りは文字通り歌や囃子に合わせた踊りである。埼玉県では、「三番叟」が多く演じられ、ところによって「弥勒三番」といって弥勒踊りと習合したものがある。また手踊りとして最も多く演じられるのは「高砂さうだい」で、「さうだい節」と呼ばれることもあるが、この派生として「下妻さうだい」「木更津さうだい」などと呼ばれる曲もある。そのほか、手踊りの代表的な曲としては「伊勢音頭」「くどき」「相撲甚句」「新川地引」「下総国十二ヶ月日出桜ねんねん子守」（桜尽し・ねんねん子守）「世直し」「よかよか飴屋」「軽井沢」「巡礼笠踊り」「かつぽれ」等がある。

②の段物は、「踊りと演劇的な部分とが一曲の中に共存するもの」を特に

こう呼ぶという。代表的演目に「白枳粉屋」「広大寺和尚」「細田川」「清澄寺」「笠松峠」「やき山峠」「日高川」「志賀団七」「八百屋お七」「お半長右衛門」などがある。「万作芸の中で、一番その本領的な性質を帯び、中心をなしている」とものとされる。

③の茶番芝居は、前に述べたとおり、明治年間に万作の総元師匠と言われた阪東福富が横浜や江戸で興行を行なっていた際の演目を取り入れられたもので、「京阪地方に行われた俄の同類」で、「滑稽な即興寸劇で、落ちをもつたもの」とされる。ただし昭和初年頃にはもう行われなくなっていた。演目として「石屋の弥陀六」「さよ市おさな」「お蝶ちゃんぱち」「豆腐屋三太」「曾我五郎（土手の茶屋場）」「忠臣蔵」「箱根霊験記」「勢州玉水の池」「助太刀屋助右衛門」等があった。

④の芝居は「普通ので芝居と同じもの」すなわち歌舞伎の演目などを演じる素人の狂言である。演目として「阿波鳴門順礼の段」「道成寺現在蛇日高川の段」「安達原三段目袖萩祭文の段」「璧の仇討滝の段十一段目」「彦山権現六助館の段」「太功記十段目尼ヶ崎の段」等があった。

駒衣の伊勢音頭（児玉郡美里町）、内ヶ島の万作（深谷市）、老袋の万作（川越市）が埼玉県の無形民俗文化財に指定されている。

（2）茨城県の小念仏

茨城県では飴屋踊り、万作踊り系の芸能を小念仏と呼んでいる。ここでは河野弘の『茨城の小念仏』をもとにその特徴をまとめる「河野 一九八一」。

茨城県の小念仏は、基本的に県南部の利根川沿いから霞ヶ浦周辺地域と、内陸の常総市周辺に集中して分布しており、ほかの地域には少ない。常総市の水海道は、前に述べた横浜脈座での万作芝居興行の際に、演者として書き出しとされた中村丸之助を産んだ土地である。なお埼玉県や東京都の万作の

多くの事例で「下妻そうだい」「下妻踊り」という曲を伝えているが、現在の下妻市には小念仏の伝承例が挙げられていないのは意外である。

演目は手踊りが多く、段物を演じる例は少ない。手踊りの中でも「高砂」「高砂そうだよ」が重視され、ほとんどの地区で踊られる。『茨城の小念仏』では、ほかの祭りや行事（例えば潮来市徳島のお酒盛り）の中に「高砂そうだよ」の一曲が含まれているものも取り上げており、この曲を含むことを小念仏の指標としているようである⁽⁴⁾。同書は小念仏の手踊りの伝承地として一四箇所を挙げているが、そのうち「高砂」を含まないのは二箇所のみ、逆に「高砂」しか記録されていないのが六箇所である。

それに対して段物や芝居を演じたのは、鹿島市天長井戸を除けば、北部の桜川市平沢、常陸太田市白羽で、手踊り系の小念仏が伝承されている地域とは離れている。天長井戸や平沢では、この段物は、興行に來た旅役者から習ったと伝えているようである。段物を演じる地区では必ず初めに「三番叟」を演じ、その他の演目としては「細田の奴（細田川）」「日高川」「安珍清姫」「忠臣蔵五段目」「広大寺和尚」「一谷嫩軍記」などが挙げられている。

小念仏という名称にも表れているが、これらの踊りは、念仏講や、鹿島地域で「おいでいさま」として親しまれている大師講の霊場巡りや集会で踊られることが多く、踊り手は年配者で、女性のみで伝えてきたものもある。

（3）千葉県の小念仏、万作踊り、おしゃらく

千葉県でこの系統の踊りが多く残っているのは、北西部の東葛飾地域や葛南地域である。これらは茨城県と同様、かつては小念仏と総称された。三隅治雄は、粉屋踊、中山踊、のほほん節、万作踊、おしゃらくなどの踊りを総

括して「小念仏」と称することがあり、これらの踊りが念仏講の席で踊られたこと、また踊りの振りそのものが念仏踊から出たことが理由だろうと述べている「三隅 一九八〇」、『千葉県民謡緊急調査報告書』でも、「小念仏は幕末ごろに関東各地で流行するとともに、飴屋が客寄せとして、このような芸を披露して回ったため、より普及した。そして「おしやらく」、「万作踊り」などを名乗った芸能好きな農民が一座を作り、各地を回るようになった」〔千葉県民謡緊急調査委員会 一九八一 一四〕と述べられている。

三隅が千葉県の小念仏の例としている中山踊は、神奈川県でも、上宮田でその名で呼ばれたり「永田 一九六八 四二八」、藤沢あたりで「中山節」という踊りがあつたとされる〔倉林 一九七〇 六三三〕。おそらく大正三（一九一四）年に文部省が刊行した『俚謡集』に、千葉県の俚謡として「中山踊」が掲載されていることからこの名が広まったのであろう。そこには「中山踊（ノホホン節）」として長生郡、山武郡、海上郡の三曲の歌詞が掲載されているが、すべて「へおいとこそーだよ」に類する囃し言葉で始まり、白枳（白松、平松）の粉屋をモチーフとする歌である〔文芸委員会 一九一四 一六〇、一六一〕。この「中山踊」という名称は、現在の市川市、法華経寺が所在し、現在では競馬場で有名な地名から取られたものとされる。昭和五四～五五年度に実施された千葉県民謡緊急調査の際に船橋市で録音された音源が残っており、その曲目は「木更津」「高砂」「しらます」「桜づくし」（数え唄を含む）である〔千葉県民謡緊急調査委員会 一九八一〕。しかし現在、千葉県に中山踊を称する芸能は残っていない。三隅が小念仏の例として挙げている中で現在も残っているのは、万作踊り、おしやらく、粉屋踊りと称するものである。万作踊りは松戸市の千駄堀、日暮、上本郷の三地区のものが千葉県指定無形民俗文化財になっているが、実際にはさらに市内の多くの地区で行われて

いた。「万作踊り」の名は指定時に付されたもので、地元で古くからそう呼ばれていたわけではない。昭和四〇年代の指定調査の際には、「播州高砂」「全二のきり」「世直し」「木更津」「廣大寺茶場」「本尊場」「細田」「新川」「白枳」「夏見台」「清澄寺」「桜づくし」「潮来浮島」の一三の演目があつた〔村崎 一九七〇〕。現在は「高砂」「新川」「越後評判」「木更津」「白枳」「飴屋」の六曲が伝わっている。松戸の万作踊りは、一座を組んで余興的に行うものと、寺院での女人講に付随して、講員の女性たちが踊るものがあつたという〔植野 一九八七〕。

おしやらくの名で伝わっているのは、浦安市と鎌ヶ谷市である。「浦安のお洒落踊り」は猫実、当代島、堀江のものが県指定、鎌ヶ谷市の「おしやらく踊り」は軽井沢のものが市指定の無形民俗文化財であるが、どちらも以前は市内の別の地区でも演じられた。浦安のお洒落は、お十夜（十月十夜）や毎月一五日と晦日のおこもりの行事に開かれる念仏講の際に老若男女集まって踊られた。後に述べる東京都葛西のおしやらくとの協力で、昭和四〇年代後半に復活した〔藤本 二〇一四〕。主な演目は「高砂」「木更津」「宮坂」「世直し」「下妻笠松峠」「日高川」「いちやいやちや踊り」「鉄火節」「日蓮記」「新川」「地曳」「白枳粉屋」「桜づくし」「廣大寺」「細田の川」「清澄」などで、手踊りと段物に分かれている。鎌ヶ谷では大師講や庚申講の余興などに踊られ、必ず「高砂」ではじめ、「かっぱれ」で終わった。もとは小念仏あるいは念仏踊りと呼ばれ、昭和五八（一九八三）年の保存会結成後におしやらくを名乗るようになったという。演目は「さくら」「高砂」「木更津」「新川」「白枳の粉屋の娘」を伝える〔藤本 二〇一四〕。

山武郡芝山町白枳、白枳粉屋の伝説のお膝元には、千葉県の無形民俗文化財に指定されている白枳粉屋おどりがある。団扇太鼓、四つ竹、笛を用いて、

女踊りと男踊りに分かれて踊る。踊り歌は「おいとこ節」とも呼ばれる「白枘粉屋おどり」の一曲である。踊りは昭和二二（一九四六）年頃に千代田村（現芝山町）飯櫃の人に習ったといい、現在の歌はその頃に初代の保存会会長が村の人たちと作ったものだという「藤本 二〇一四」。

（4）東京都の万作、粉屋踊り

山岸みのは東京都内に一三箇所の伝承地を挙げており、それをおしやらく地域と万作・粉屋踊り地域の二つに分けている「山岸 二〇〇一」。

おしやらく地域は江戸川区葛西のおしやらくで、これは前述の千葉県浦安市、鎌ヶ谷市のおしやらくに連なる系統である。段物がほとんど無く、手踊りが主体で大勢で踊る群舞であるというはっきりした特徴がある。

葛西のおしやらくについては、その復興に尽力した藤本秀康による詳細な報告がある「藤本 二〇一四」。もとは「お十夜」や念仏講（大師講）の集まりで踊られたものだったという。また明治時代に浦安や葛西には「ごぜの坊」と呼ばれる門付け芸人が下総や常陸方面から来て、若衆宿や「ごぜ宿」と呼ばれる家などに長逗留して芸を伝えていったという貴重な証言がある。演目は、最も代表的な曲とされ、口説き型の「そうだい節」として「高砂」「木更津」「日高川」「常陸節」「八百屋お七」「浦島」「お稲さん」「弘法大師」「滋賀団七」「下妻」「笠松峠」があり、その他の曲として「新川地曳き」「白松粉屋」「細田の川」「日蓮記」「髭題目」「宮谷坂」「世直し」「十七返し」「鉄火節」「牡蠣殻堀」「広大寺」「下総之国十二ヶ月日の出の坂ねんねん子守」「よかよか飴屋唄」「物産飴屋」「浮島」がある⁽⁵⁾。前述のとおり、昭和四〇年代後半に浦安のおしやらくと共に再興し、東京都指定の無形民俗文化財となった。

それに対して万作・粉屋踊り地域は、北部の清瀬市・青梅市から、神奈川

県の川崎市内陸部まで縦断する形で分布する、ほぼ武蔵野台地上の各地である。小曾木の万作踊り（青梅市）、中里万作（清瀬市）、押立の万作、矢崎の万作（府中市）、粉屋踊り（多摩市落合・山王下）、粉屋踊り（日野市万願寺）、南大沢粉屋踊り（八王子市）、根岸こなや踊り（町田市）などが代表的な例である。こちらは手踊り、段物、歌舞伎芝居が残り、特に歌舞伎の影響が強く、三番叟を演じるところが多い。山岸はこれを、各地を巡業するセミプロ化した興行形態の表れと見ている。また飴屋踊り、万作踊りとしては定番演目の白枘粉屋に特徴があり、手踊りの途中に茶番芝居が挟まり、忠臣蔵のお軽と勘平の設定で踊る。この多摩地域のもものは、神奈川県川崎市や横浜市の万作踊りに連なる系譜として考えられる。

4 神奈川県 飴屋踊り、万作踊りとその特徴

（1）県内における分布

今回の調査でリストアップした県下の飴屋踊り、万作踊りの事例は次の一五例であった。

横浜市	・中村の万作（青葉区）	・小黒万作（青葉区）
	・池辺の飴屋踊り（都筑区）	
川崎市	・栗木の粉屋踊り（麻生区）	・土橋の万作踊り（宮前区）
横須賀市	・長井町飴屋踊り	・長沢飴屋踊り
鎌倉市	・材木座の飴屋踊り	
逗子市	・小坪の飴屋踊り	
三浦市	・菊名のあめや踊り	・松輪の飴屋踊り

- ・高田坊の飴屋踊り
- ・上宮田の飴屋踊り
- ・下宮田の飴屋踊り
- ・戸川の飴屋踊り

秦野市

ほかにも、文献資料から得られた情報では、横浜市の牛久保、大棚、南山田（以上、都筑区）、元石川、上恩田（以上、青葉区）、八朔、三保、長津田、新治（以上、緑区）、岡津（以上、泉区）、阿久和、下阿久和（以上、瀬谷区）、今井（以上、保土ヶ谷区）、市沢、中白根（以上、旭区）、鎌倉市坂下、藤沢市引地、山北町玄倉などでも飴屋踊りや万作踊りを伝えていたという「永田一九六八、神奈川県企画調査部県史編集室 一九七七、港北ニュータウン郷土誌編集委員会 一九八九」。今では農村の名残もほとんどなくなった横浜市内にこれだけの伝承地があったことは特筆すべきであるが、この分布状況からは、前に述べた明治前期の横浜賑座の万作芝居興行が、この芸能を広めるのに極めて大きな影響を及ぼしたことを推察させる。

（2）代表的な演目

今回の調査で主たる調査対象となった八つの事例のうち、「飴屋踊り」の一曲しか持たない戸川を除いた七事例について、三箇所以上の伝承地で確認された演目を、演目名が異なるものも整理して挙げてみると次のようになる（記録に残らないものを含む）。

- ・白枿粉屋（長井、小黒、栗木）、白松粉屋（菊名、長沢）、粉屋踊り（土橋）、下総名物平松粉屋（下宮田）
- ・笠松峠（土橋、菊名、栗木、長沢）、笠松峠四郎三郎・笠松峠千太郎（長井）、笠松ノ初段・笠松ノ二段（下宮田）、鬼神お松（小黒）

- ・細田の奴（土橋、菊名、栗木）、細田の和尚・細田の奴（長井）、細田勇奴橋渡し（小黒）、弥陀堂（長沢）、坊さん（下宮田）
- ・新川（長井、菊名、栗木）、新川踊り（小黒、土橋）
- ・安珍清姫（小黒、栗木、下宮田）、安珍清姫日高川・安珍清姫船頭場（長井）、あんちゃん（長沢）
- ・かきがら（長井、菊名、下宮田）、牡蠣殻（長沢）
- ・伊勢音頭（土橋、小黒、栗木、長沢）
- ・日蓮記（菊名、長沢、下宮田）、日蓮経（長井）
- ・三番叟（長井、小黒、下宮田）
- ・ねんねこ（長井、長沢）、子守（菊名）
- ・かつぼれ（土橋、長井、栗木）
- ・五段目（菊名）、忠臣蔵五段目（小黒）、与市兵衛（土橋）
- ・高台寺の和尚（長井）、しんぼ広大寺（菊名）、小台寺（小黒）
- ・義経千本桜（土橋、長井、小黒）

特に「白枿粉屋」「笠松峠」「細田の奴」の三演目は、調査対象となった全ての伝承地で確認することができ、神奈川県内の飴屋踊り、万作踊りを代表する演目といって良いだろう。

さらに言えば、ここに挙げられた演目はほぼ全て、神奈川県に限らず、前節で述べた埼玉県、茨城県、千葉県、東京都などに広がる万作、小念仏、おしゃらくなどとも共通し、神奈川県独自の演目というのも見当たらない。

（3）神奈川県内の飴屋踊り、万作踊りの系譜

1節（2）で述べたとおり、永田衡吉は神奈川県内の事例を、鎌倉から

三浦にかけての南部の飴屋踊り系統と、横浜や川崎など北部の万作踊り系統とに整理した。永田の根拠は東京多摩方面から流入したものと、飴屋が伝えたものという伝播経路によるものであったが、これについて調査結果を踏まえて再考してみたい。

演目の比較でみると、必ずしも両系統に明確な違いがあるように見えないが、強いて言う、現在ではほとんど失われているものの、伊勢音頭やそのバリエーション（近江八景を歌い込んだ「瀬田の唐橋」など）は永田のいう万作踊り系統にのみ伝わっており、飴屋踊り系統には、復活後に加えられたという長沢以外には無い。伊勢音頭系の演目は、東京都の多摩地方一帯から、さらにその北の埼玉県の万作にまで広まっており、内陸の武蔵野エリアに顕著な分布と言える。その一方、磯漁の様子をモチーフとした「かきがら」は飴屋踊り系統にのみ存在し、万作踊り系統には無い。この曲は東京都では葛西のおしゃらくだけにある。前述のとおり、葛西のおしゃらくは東京の他の事例とは地理的にも内容的にも異質で、千葉県北西部の浦安、鎌ヶ谷などに連なるものである。つまりこれは東京湾岸エリアに顕著な分布と言える。

そして筆者が注目する最も大きな違いは、飴屋踊り、万作踊りの元曲とされる白枳粉屋を、永田のいう飴屋踊り系統では手踊りとして演じるが、万作踊り系統では段物として演じるという点である。これが段物になるのは、飴屋の娘と男が忠臣蔵のお軽と勘平という設定になるからである。すでに述べたように、この演出は東京都の多摩地方の万作踊りや埼玉の万作には一般的で、やはり武蔵野エリアの共通性を示している。

武蔵野エリアの分布は、埼玉から川崎や横浜までほぼ地続きで、実際の伝承事例もその間に点在している。また前に紹介した埼玉の万作芝居の一座が横浜賑座で行った興行の影響も大きいだろう。一方の東京湾岸エリアは、

江戸時代後期から押送船による魚の輸送などによって交流のあった地域である。飴屋踊り系統で「千葉から伝えられた」という由来が語られるのも、こうした事情を反映していないだろうか。この場合の千葉は、浦賀水道を挟んだ対岸の上総や安房ではなく、陸続き（あるいは港続き）の下総葛飾である。演目としても、「新川地曳」は葛西新川（旧江戸川と中川を結ぶ人口河川）、「細田の奴」では葛西領篠崎など、この地域を舞台にしたものは多い。

ただしこちらの系統を単純に一連のものと見られないのは、葛西や浦安のおしゃらくが千葉県北西部から茨城県にいたる小念仏の系譜にあって、念仏講などで踊る手踊りを主体とするのに対し、神奈川県は、三番叟なども含んで段物を多く含む、芝居の興行の性格も併せ持つからである。この点について筆者は前に述べたように、横浜あたりで行われた万作芝居の興行が、飴屋を名乗ったかもしれない芝居の座によって、さらに地方に伝播したもののとの仮説をもっている。すると神奈川県は、茨城県から千葉県を経て東京湾岸に広がる小念仏系の踊り系統の事例は、茨城県から千葉県を経て東京湾岸に広がる小念仏系の踊りと、川崎や横浜に伝わった、埼玉方面からもたらされた万作芝居との複合的な構成ということが言えるのではないだろうか。

5 本事業の成果

4節（1）でリストアップした事例のうち、本事業において調査対象としたのは、現行事例としては土橋の万作踊り（川崎市）、長井町飴屋踊（横須賀市）、菊名のあめや踊り（三浦市）の三例である。これらについては第一章に報告をまとめた。またささら踊りのうちの一曲として「飴屋踊り」という曲を伝えている戸川の飴屋踊り（秦野市）、そしてある程度の資料が

残っていたり、近年まで継承していて聞き取り等の追跡調査が可能な事例として、小黒万作（横浜市）、栗木の粉屋踊り（川崎市）、長沢飴屋踊り（横須賀市）、下宮田の飴屋踊り（三浦市）についても、現地調査を実施して明らかにできた情報を第二章にまとめた。それ以外の地域については、文献資料から得られた情報を第二章第六節にまとめた。

本調査の特徴として、現地調査の過程で、現在は中断、休止している団体や、途絶した演目のものも含めて、多くの衣装や小道具が保管されていることが明らかになったことから、民俗芸能の調査としては珍しい本格的な衣装調査を行ったことが挙げられる。染織文化の専門家の協力を得て、可能な限り衣装を写真で残し、合わせて法量、材質等の情報をまとめて一覧化した。それをまとめたのが第三章である。紙数の関係で報告書に掲載できる写真点数は限られるが、撮影した衣装については全ての写真と関連情報をまとめて県の教育委員会で保管するとともに、それぞれの保存会に同じデータを提供している。なお衣装調査を担当した調査員からは、今回の調査の経験を踏まえて、その意義や役割について述べたコラムを寄稿してもらった。

第四章には、調査で収集した台本や古写真などを掲載した。特に台本は段物や芝居をもつ飴屋踊りや万作踊りにとって基本的な記録となるが、今回は、収集したもののうち、内容や印刷の鮮明さにおいてそのまま掲載できると判断したものは影印で収載した。台詞や詞章の仮名使いなどはもちろんのこと、筆跡、ト書きや演者の書き付けなど、できるだけ生きた芸能である飴屋踊り、万作踊りの生々しさを伝えたいとの意図からである。多少読みにくい箇所が残るかもしれないが、ご寛容いただきたい。

最後に一言。冒頭で述べたように飴屋踊り、万作踊りは戦後から昭和

三〇年代頃に大きく退転していった芸能である。現在も伝わっているものは、その残存例として貴重であるといえないこともない。しかし、川崎市の土橋では宅地化によって伝統的な地域組織が再編され、新しい町内会と連携しながら踊りが継承され、横須賀市の長井では小学校の総合的な学習の時間に生徒たちが「みつけてきた」ことが中断からの復活の契機となつて、現在は子どもたちを中心とした継承が行われ、菊名では長い中断から見事な復活を果たしたのが、以前はあめや踊りに関わることなど考えられもしなかった女性たちの働きかけであったことに是非とも注目してもらいたい。芸能はただ残存するのではなく、時代に合わせてその意義や役割を変え、場合によっては姿や担い手を変えながら、それぞれの時代に力強く生きているのである。

註

（１）この識者の評は、「万作芝居の話」に併載されている「西角井一九二九」。そこでは後に神奈川県の高屋踊り、万作踊りの発掘に尽力する永田衡吉も「江戸の隣接農工地に在りさうな藝。かつぽれと末期的歌舞伎の野合藝。現代眼からは悪趣味たるを免れず。」とかなり厳しい評価をしている。なおこの時、民俗芸能の会の会員を前に万作芝居を上演したのは、銀座の万作芝居を演じた阪東福富の一座である。

（２）これが事実かどうか、今回の調査では確認できなかったが、菊名の人が高田衡吉に宛てた手紙の中で、文化財に指定されているのが「白松粉屋」「新川」「子守」の三曲であったと認識していたことが分かった。すると「細田の奴」だけでなく、段物は全て指定の対象となっていなかったことになる。なお、この指定は昭和五一（一九七六）年に無形民俗文化財に

指定変更されており、その際、演目ごとの指定はしていないため、現在はあめや踊り全体が指定の対象と考えるのが当然である。

(3) 明治九年七月十七日付『横濱毎日新聞』には、次のような記事があり、万作芝居が「豊年萬作中山踊」として上演されていたことが分かる。下宮田など神奈川県内でも中山踊という名称が用いられたのは、こうしたことと関係があるのではないだろうか。

「…亦伊勢崎にては犬の狂言は先度も出しましたが是は大入夫から豊年萬作中山踊はお臍へしの皮を撚り隣は水機械カラクの馬鹿化した見世物向は盆くぼん倉地獄の有様其又隣は博覽會の大見世物麝香猫ジャコウやら貝化石やら夢の様なる模の獣ベクケモノが出ましたがサア評判く」

(4) 筆者は徳島地区で水神祭（お酒盛り）の現地調査を行ったことがあるが、この曲を「小念仏」とする説明は聞かなかった。

(5) 山岸「二〇〇一」が挙げている演目とは異同が多いが、ここでは地元の後継者である藤本の挙げているものを採用した。

参考文献

- 文芸委員会編 一九一四 『俚謡集』 文部省
西角井正慶 一九二九 「万作芝居の話」 『民俗芸術』二二(二)
日本放送協会編 一九四四 『日本民謡大観 関東篇』 日本放送出版協会
町田嘉章・浅野建二編 一九六〇 『日本民謡集』 岩波書店
永田衡吉 一九六三 「民俗芸能」 神奈川県立図書館編『神奈川県の歴史（県下の民俗篇下）』 神奈川県立図書館
永田衡吉 一九六八 『神奈川県民俗芸能誌』 錦正社

倉林正次 一九七〇 『埼玉県民俗芸能誌』 錦正社

村崎勇 一九七〇 『松戸市胡録台証誠院に残っている「万作踊り」の概況報告』 千葉県

神奈川県企画調査部県史編集室編 一九七七 『神奈川県史各論編5 民俗』 神奈川県

埼玉県教育委員会編 一九七八 『埼玉の万作』（埼玉県民俗芸能緊急調査報告書第1集） 埼玉県教育委員会

林嘉吉・西角井正大 一九七九 『日本の民俗芸能』 家の光協会

三隅治雄 一九八〇 「念仏講と念仏踊り…房総の念仏芸（一）」 『芸能の科学』一一

河野弘 一九八一 『茨城の小念仏』 筑波書林

千葉県民謡緊急調査委員会編 一九八一 『千葉県民謡緊急調査報告書』

千葉県教育委員会

西角井正大編 一九八一 『大衆芸能資料集成 第八巻 舞台芸Ⅰ 俄・

万作・神楽芝居』 三二書房

（無記名） 一九八五 『白枳粉屋おどり…おいとこ節発祥のいわれ』 芝

山はにわ祭り実行委員会

植野英夫 一九八七 「松戸市上本郷・南花島における講について…万

作踊り伝承の一形態」 『千葉県立房総のむら年報』一

港北ニュータウン郷土誌編纂委員会編 一九八九 『都筑の民俗…横浜

市・港北ニュータウン郷土誌』 港北ニュータウン郷土誌編纂委員会

小林裕美 一九九一 「飴屋のむら」 『民具マンスリー』二三(一〇)

山岸みのり 二〇〇一 「東京都・神奈川県の万作について」 『芸能』七

牛嶋英俊 二〇〇九 『飴と飴売りの文化史』 弦書房

藤本秀康 二〇一四 『おしやらく』 イースト・プレス
段上達雄 二〇二二 「傘の歴史と民俗3… 飴屋の傘」 『史学論叢』 (別
府大学史学研究会) 五二

(俵木悟)